

入会等手続き、入会金及び会費に関する規程

平成 25 年 4 月 1 日制定

(目 的)

第1条 一般社団法人秋田県ビルメンテナンス協会定款第 6 条から第 8 条までの規定に基づき、一般社団法人秋田県ビルメンテナンス協会の入会等手続き、入会金及び会費に関する規程を次のように定める。

(入会手続き)

第2条 定款第 6 条の入会申込書は別記様式第 1 号のとおりとし、当該入会申込書に次の書類を添付し、会長に提出しなければならない。

(1) 会社経歴書

(2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項の規定による届書写し（正会員の場合）

(入会金)

第3条 定款第 7 条による入会金の額は、次のとおりとする。

(1) 正 会 員 50,000 円

(2) 賛助会員 0 円

2 前項の入会金は、本協会指定の銀行口座に振り込むものとする。

(会 費)

第4条 定款第 7 条の会費は、年度会費とし、その額は次のとおりとする。

(1) 正 会 員 204,000 円(月額 17,000 円)

(2) 賛助会員 60,000 円(月額 5,000 円)

2 前項の会費は、月額相当額を四半期ごとに分割して、各期の初めの月の末日までに納入するものとし、それぞれ本協会指定の銀行口座に振り込むものとする。

(会費徴収の特例)

第5条 年度途中に入会した正会員の会費は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該年度会費を 12 で除し、これに正会員となった月以降の当該年度の残月数を乗じてえた額とし、四半期ごとに本協会指定の銀行口座に振り込むものとする。

2 年度途中に入会した賛助会員は、前条第 2 項の規定にかかわらず、会費を納入するものとする。

(変更届)

第6条 会員は、次の事項に変更があったときは、速やかに別記様式第2号の変更届書を提出するものとする。

- (1) 会社の名称
- (2) 会社の所在地
- (3) 代表者

(退会手続)

第7条 会員は、退会しようとするときは、別記様式第3号の退会届書を提出するものとする。

補 則

この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

附 則

この規程は、一般社団法人設立登記日をもって施行する。